

第2次糸島市長期総合計画後期基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果

この度は、第2次糸島市長期総合計画後期基本計画案（以下「後期計画案」という。）にパブリックコメントをいただき、誠にありがとうございました。
 皆さんからいただいたご意見等につきましては、下記の基本的な考えのもと、検討・整理させていただきました。
 今後とも、まちづくりへのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

《基本的な考え》

令和7年7月にパブリックコメントでお示ししました後期計画案は、令和6年度に、約80人の市民の皆さんで構成する「まちづくり市民委員会」で、5回のワークショップなどを行いながら取りまとめた後期計画案を、学識経験者や市内の各種団体、公募委員など24人で構成する「総合計画審議会」や「行政改革推進委員会」で計9回の審議を行った上で取りまとめたものです。

そこで、今回のパブリックコメントでいただいた意見等で、後期計画案の文章表現で包含できるものについては、基本的に文章の修正は行わず、原文のままとしております。また、個別具体的な取組等に関する意見等につきましては、具体的な事業実施の際の取組の参考とさせていただきます。

意見等への対応：「①現計画案を修正します」「②現計画案に包含しています」「③事業実施時等に取組みの参考とします」

パブリックコメントの実施概要

- (1) 意見等募集期間：令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで
- (2) 総合計画（案）の公表場所
校区コミュニティセンター、市役所情報公開コーナー前、市ホームページ
- (3) 意見等提出先
公表場所に設置した意見等回収箱に投函、郵送、ファックス、電子メール
- (4) 意見等提出状況
提出者数：26名 意見数：54件 要件不備：2件

項目表示：基本目標－政策（）－施策○－主な取組

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
1	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（1） 子育て・親育ちの支援の充実	施策① 安心して生み育てられる環境の充実(P17)	すくすくのように毎日、利用できる子育て支援センターがもっと必要です。雨の日や真夏の暑い日は特に、遊ぶ場所がないと困ってしまいます。	市民の皆さまが安心して子育てできる環境づくりは重要であると考えております。これまで「すくすく」をご利用いただいていた方々のお気持ちも真摯に受け止めております。 子育て支援センターはR7.4月から3ヶ所から2ヶ所（原則火曜～土曜開所）へ集約させていただきましたが、市民交流センター1階において、出張ひろばを実施し、相談機能を強化した「こども家庭センターいとハピ」及び「こども・子育て総合相談窓口」との一体的展開を進めております。また、子育て支援センターは、日・月曜日は休館としておりますが、「出張ひろば」は月曜日に実施しており、開催数と開催時間の拡充に努めてまいります。 また、子育て支援センター等の拠点集約型の子育て支援は、拠点から遠い地域にお住まいの方にとっては利用しづらいことから、市では、拠点集約型の子育て支援と併せて、身近な地域における子育てサークル等の活動の周知や活性化を図りたいと考えております。 現時点で「すくすく」の再開は予定しておりませんが、1-(1)-②-主な取組「民間のノウハウやアイデアを活用した子育て支援センターの機能強化」の中で、可能な限り市民の皆さんのニーズに応じた子育て支援の充実に取り組んでまいります。 ボール遊びができる公園の整備は多くの声が寄せられています。そこで、6-(1)-②「快適な公園の整備」で、周辺住民の理解を得ながら、地域の実情に応じたボール遊びができる公園の整備を進めてまいります。	②現計画案に包含しています
2				ボールで遊べる公園がほしいです。すくすくがなくなるのは悲しいです。よく通っています。		
3				観光業ばかりに力を入れずに、住んでいる人たちに対してもお金を使ってほしい。例えば、広い公園（ボール遊びができる）、子育て支援の広場の充実（すくすくがなくなったの悲しい、、、）遊ぶ場所はあっても老朽化が進んでいて遊びにくい。子育てしやすいNO.1地域を目指してほしい。		
4			施策② 妊娠から出産・子育ての切れ目ない支援(P18)	18ページの施策に関する目標達成指標の就学前の子ども・子育て世帯の居場所の数が22→30箇所と目標値になっていますが、利用者も多かった「すくすく」が閉鎖になってしまいました。貴重な場所を再度開設してほしいです。		
5				「施設に関する目標達成指標」の表に、就学前の子ども・子育て世帯の居場所の数に関して、30箇所に増やすという目標があるにもかかわらず、すくすくの場所の変更にもなって回数がかなり減っていて困っています。場所（子どもが集まって安心して遊べる）が増えてほしいです。		
6				就学前の子ども・子育て世帯の居場所の数について、すくすくの再復帰を希望致します。		
7				主な取組として「子育て支援センターの機能強化」とあるが、今年度から支援センターが1つ減っているのに、どうやって強化するのか。居場所として複数あるということが大きな必要要素なので、前原地区に支援センターすくすくの子育て広場を再設立のみが、この課題の解決策だと思う。「就学前の子ども・子育て世帯の居場所の数」が今年減ってしまったのに、22箇所としか記載されていない。現状減らしてしまった旨記載すべき。目標値30箇所とあるが、どうやってこれを実現していくのか知りたい。基本目標1の市民満足度が低すぎる。もっと力を入れるべき。		
8				すくすくの開所日の増加と、広場の質（おもちゃが少ない）の向上を希望します。		
9				妊産婦の孤立防止について、小さい子どもと母親の気軽に行ける居場所がとても大事だと思います。すくすくが週1に減ってしまったのを元の週5、毎日に戻してほしいです。見守り、相談のスタッフは週1でもいいので。交流センターの1室をおもちゃなどを置いて、いつでも利用できるよう（すくすくとして）開放してほしいです。		

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
10	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（1） 子育て・親育ちの支援の充実	施策① 安心して生み育てられる環境の充実(P17)	保育所等の待機児童数について、保育所増加を希望致します。	<p>保育所等については、令和7年度に保育園を1ヶ所新設したところです。今後は、1-(1)-①-主な取組「施設の改修等による保育施設の整備」の中で、人口推計や就労率等を踏まえて新たな園の整備を検討してまいります。</p> <p>また、児童の受入れについては、保育士の不足により充足できていない部分も大きいいため、1-(1)-①-主な取組「各種支援制度の実施による保育士確保対策」の中で、保育士確保に向けた取り組みにも力を入れることで、児童の受入れ数の確保に努めてまいります。</p> <p>居場所づくりについては、1-(1)-②-施策の基本方針「民間活力を生かしながら、子育て情報の提供や子育てサークル等の活動促進とネットワークの強化を図ります」の中で、子育て支援センターの出張ひろばの拡充及び地域子育てサークル団体との連携などにより、子どもの居場所づくりの拡大に取り組んでまいります。</p>	②現計画案に包含しています
11			施策② 妊娠から出産・子育ての切れ目ない支援(P18)	<ul style="list-style-type: none"> ・若い夫婦が移住してきて、子どもを仕事に面倒見てくれる場所が少ないし、民間に頼りすぎている気がします。 ・もっと内容ある居場所を創ってほしい。 		
12	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（1） 子育て・親育ちの支援の充実	施策② 妊娠から出産・子育ての切れ目ない支援(P18)	10ページに記載されてあるが、質の向上を掲げているなら指標に盛り込むべき。居場所の数という指標では目標達成とはならない。その場所の総使用可能時間、子どもが遊べる遊具の数、相談できるスタッフの有無などの質に対する指標が必要。子育て支援センターすくすくを志摩に移転した現段階では交通面、利便性の面からかなり質が落ちていると言える。まずは人口密度の最も高く、公共交通機関の充実した前原地域での子育て広場の再開を求めます。	<p>ご指摘のとおり、利用者の満足度や利便性といった「質」の向上は重要であると認識しております。公助としての子育て支援センター等の拠点集約型の子育て支援は、拠点から遠い地域にお住まいの方にとっては利用しづらいことから、市では、拠点集約型の子育て支援と併せて、身近な地域における子育てサークル等の活動の周知や活性化を図りたいと考えております。まずは居場所の数を増やしていく必要があることから、居場所数を指標としているため、総合計画は現行の表記のままとさせていただきます。</p> <p>子育て支援センターはR7.4月から3ヶ所から2ヶ所（原則火曜～土曜開所）へ集約し、市民交流センター1階において、子育て支援センターの機能の一つである出張ひろばの実施と、相談機能の強化として、こども家庭センターいとハピとこども・子育て総合相談窓口の一体的展開を図っております。子育て支援センター事業の一つである「子育て広場・出張ひろば」の開催数と開催時間を拡充するよう努めてまいります。また、運営にあたっては、施設の安全面や環境、事業内容など利用者の満足度に関する質的側面も併せて検討してまいります。</p>	③事業実施時等に取組の参考とします
13	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（1） 子育て・親育ちの支援の充実	施策② 妊娠から出産・子育ての切れ目ない支援(P18)	子育て世帯の居場所が現状22箇所とあるが、どこがカウントされているのかわからない。ここにことばかばかの2箇所以外、連れていける場所がない。もっと福岡市のようにスタッフさんも集めて、おもちゃもたくさんある場所を増やしてほしい。	<p>子ども・子育て世帯の居場所の数は、市のネットワーク会議の登録がある子育てサークルや子ども食堂等をカウントしております。市では、子育て支援センター等拠点集約型の子育て支援と併せて、1-(1)-②-施策の基本方針「民間活力を生かしながら、子育て情報の提供や子育てサークル等の活動促進とネットワークの強化を図ります」に基づき、身近な地域における子育てサークル等の活動の周知や活性化を進め、居場所の数を増やしていく取組を進めてまいります。</p>	②現計画案に包含しています

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
14	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（1） 子育て・親育ちの支援の充実	施策② 妊娠から出産・子育ての切れ目ない支援（P18）	糸島に産婦人科が1つしかない。わざわざ福岡市内まで通っているので、子どもがたくさんいる糸島にもっと増やすべき。緊急時に頼れる病院がないのは不安です。	糸島市内の産科医療機関は、平成26年の3か所から令和5年より1か所に減少しており、母子の心身の安定・安全のためにも、地域の産科医療機関の確保・維持は重要であると考えております。 医療機関の整備については、市町村単位での課題解決は困難であることから、福岡県が「福岡地域医療構想」を策定し、地域ごとに異なる医療需要の変化に対して、限られた医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し、安定的な医療サービスの提供に取り組んでおり、引き続き県への働きかけを行ってまいります。 子育て支援センターの相談機能の強化として、こども家庭センターいとハピとこども・子育て総合相談窓口の一体的展開を図っております。今後も1-(1)-②-主な取組「産前・産後ケアサービスや子育て教室の充実による妊産婦の孤立防止・心身の疲労軽減」の中で、産前・産後のサポートを充実させるとともに、市民周知の強化を図ります。	②現計画案に包含しています
15				『妊婦へ出産、子育て、切れ目のない支援』→まず、産婦人科が1軒しかない。妊婦に選択肢がない。 出産後に気軽に相談出来る場所がなかった。すくすくがなくなってしまい、子育て期に友だちを作る大切な場所もなくなってしまった。場所や情報の提供が増えるといいなと感じました。		
16	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（1） 子育て・親育ちの支援の充実	施策② 妊娠から出産・子育ての切れ目ない支援（P18）	糸島の子育て世代が心地良く糸島で過ごせるように、もっと多い支援とあそび場を求めます。公園、室内のあそび場等、糸島で子育てしたい！！と思える市をめざして下さい。	心地よく子育てができる土台として、子育て世代の方に必要な支援が届き、安心して子育てができる環境づくりは重要であると考えております。 基本目標1「未来社会で輝く子どもを育むまちづくり」で、出産から子育てまでの切れ目のない支援をはじめ、子育て・保育環境の充実や地域と連携した子育て支援、教育環境の充実に取り組むとともに、子育て支援センター事業の一つである「子育て広場・出張ひろば」の開催数と開催時間を拡充するなどにより、センター機能を高めます。また、基本目標6「快適で住みよいまちづくり」の中で、公園への遊具設置やボール遊びができる公園の整備など、可能な限り市民の皆さんのニーズに応えながら、子育て環境の充実に取り組んでまいります。	③事業実施時等に取組の参考とします
17	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（1） 子育て・親育ちの支援の充実	施策② 妊娠から出産・子育ての切れ目ない支援（P18）	子育て支援にもっと力を入れて「子育てサポートの手厚さ」を糸島市の魅力のひとつとして、他からの移住者を増やすとよいと思います。「公園の整備」をしっかりと、「自然豊か、公園がキレイ」と若い世代の印象がアップし、移住者増が見込め、税収も増えると思います。	子育て支援を市の魅力として発信していくことは、移住・定住の促進にもつながると考えております。 公園の整備については、これまで糸島市運動公園のオープンをはじめ、中学校区の拠点的な公園への遊具設置に加えて、小学校区単位での公園遊具の設置などに取り組んでまいりました。 今後も、6-(1)-②「快適な公園整備」の中で、適正に公園を管理しながら、公園遊具の設置やボール遊びができる公園の整備、公園の防災機能の向上などに取り組んでまいります。	②現計画案に包含しています

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
18	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（2） 保育・学校教育の充実	施策② 児童生徒の学力や体力の向上(P21)	ALTの先生の充実。 英語教育の発展のため、もっとALTの授業を増やしてほしい。	ALT（外国語指導助手）は、令和6年度まで小中学校22校に3人を派遣しておりましたが、英語教育の更なる推進のため令和7年度からは2人増員し、合わせて5人のALTを派遣しております。 このことにより、小・中学校ともにALTが参加する外国語活動や外国語の授業時数が増加し、文部科学省が示す外国語指導助手の推奨時間の目安である、年間授業時数の10%程度（中学校1～3年14コマ）を達成できる見込みとなっております。 上記のような取組により、1-(2)-②-主な取組「オンラインを活用した小学校高学年対象の英会話授業と中学校での英語補習学習の実施」に基づき、児童・生徒の英語力向上に努めてまいります。	②現計画案に包含しています
19	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（2） 保育・学校教育の充実	施策③ 特別支援教育の充実と楽しい学校生活の創出(P22)	公立小中学校以外への登校の選択権に自由を。現状、フリースクールへの登校は出席扱いとみなされていない為、平等に”出席”とみなし、過去の欠席扱いに関しても遡求を求めます。学費全額支払いに助成を。	本市では、国の通知に基づき、令和2年2月に「不登校児童生徒が民間施設利用時の『指導要録上の出席扱い』の判断について」の要領を策定し、学校外の学びの場で学習している不登校児童生徒の努力や学習の成果を認めることで、自己肯定感を高め社会的自立や学校復帰につなげていくことを目的として、文部科学大臣が示す「一定の要件を満たす場合」に基づき「指導要録上の出席扱い」を行っております。なお、「出席扱い」が認められた場合は、当該フリースクールに通い始めた日からさかのぼって出席扱いとしておりますので、現行の表記のままいたします。 学費に対する助成に関しては、現段階ではフリースクールに通うための学費への補助は考えておりません。教育委員会では、糸島市立小・中学校に通う児童生徒が無償で利用できる教育支援室「すばる」や子どもの居場所「みなも」を運営しております。また、不登校児童生徒への支援としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校対応指導員を任用しております。今後、最優先で取り組むべきは、不登校児童生徒への支援を行う各事業に対する更なる人的、物的な環境整備の拡充であると考えておりますので現行の表記のままいたします。 なお、フリースクール等に通う児童生徒の社会的自立のために、フリースクール等との日常的な情報共有や連携強化については引き続き推進してまいります。	②現計画案に包含しています
20	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（2） 保育・学校教育の充実	施策③ 特別支援教育の充実と楽しい学校生活の創出(P22)	フリースクールの登校出席扱い。		

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
21	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（2） 保育・学校教育の充実	施策③ 特別支援教育の充実と楽しい学校生活の創出(P22)	<p>施策③の不登校支援について</p> <p>糸島市の不登校支援は、学校復帰を前提とした支援に偏っているように見受けられます。学校に行かない子どもにとって、「学校に戻る」というのが唯一の道ではありません。</p> <p>以前、「子ども計画」パブリックコメントへの回答で「学校復帰を唯一のゴールとしない」との姿勢が示されていましたが、今回の総合計画における施策の基本方針でも「学校復帰」を支援の柱にしており、学校に行かない、または戻らないことを選んだ子ども達への支援が具体的にどのように展開されるのか見えてきません。</p> <p>文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について（COCOLOプラン）」では、「学校復帰のみを目標とするのではなく、社会的自立を見据え、本人の意思を尊重した多様な学びの場の提供」が明記されています。また、教育基本法第1条は「人格の完成」を教育の目標としており、第10条では、教育行政が「不当な支配に服することなく、国民全体に対し責任を負って行われるべきもの」としています。</p> <p>市が関与する居場所（すばる教室やみなも）は非常に限られており、情報提供も十分ではありません。実際、わが子は完全に不登校になってから3年になりますが、すばる教室への紹介はありませんでした。また不登校対応指導員の方とお会いしたこともありません。情報の周知や利用条件の面において課題があり、必要としている家庭にとって選択肢や支援内容の十分な提示がなされていないと感じます。</p> <p>また、フリースクールや家庭学習など学校外の学びに対して、経済的・制度的支援が乏しく、保護者や子どもが孤立させるを得ない状況にあります。</p> <p>糸島市にも、COCOLOプランや教育基本法の理念に沿って、学校復帰に限らない多様な学びや過ごし方を尊重する政策転換が求められます。</p> <p>そのうえで、以下について施策3における基本方針に追加や改善をお願いしたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内・校外の居場所の選択肢の拡充（登校しない子どもが安心して利用できる居場所や学びの場を制度的に整備し、広く周知すること） ・民間との連携や学校外で学ぶ子の経済的支援、出席認定など ・教職員への不登校理解の研修強化 ・すばる教室のような公的支援の拡充（定員の見直し、サテライト教室の検討など） <p>「楽しい学校生活の創出」とは、すべての子どもが自分らしく安心して学べる場を保障することだと考えます。学校という枠組みにとらわれず、多様な学びの選択肢を整備・保護する方向での施策展開を期待しています。それと同時に誰もが安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備もお願いします。</p> <p>子どもたち一人ひとりが「自分に合った形で学び、生きていい」と思える社会の実現に向けて、ぜひ施策の再検討をお願いいたします。</p> <p>【補足】</p> <p>教職員への不登校理解の研修強化については、4年ほど前の子どもが小学1年生の頃ですが、教員から「学校に行かなければお母さんが警察に捕まる」と言う様な事を言われた経緯があったことからです。</p>	<p>本市では、令和5年に国が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（いわゆるCOCOLOプラン）の趣旨を受け、児童生徒の自発的・主体的な多様な学びの過程を支援するため、学びたいと思ったときに多様な教育機会につながり、社会的自立に向かうことができる、個々のニーズに応じた教育機会の確保・居場所づくりを推進しております。そのため、学校及び教員は、復帰率を高めるために過度に学校復帰を求めたり、そのための支援に傾倒したりするのではなく、児童生徒一人一人やその保護者のニーズを受け止めながら、必要で適切な支援が提供できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や関係機関などと連携しながら、日々対応しております。</p> <p>不登校対策では「不登校を生まない魅力ある学校づくり」の推進が重要であることから、長期総合計画では「不登校対応指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒の割合」と「QU調査（学校生活満足度調査）による学校生活への満足度」という2つの指標を設定しているところです。1-（2）-③の施策の基本方針への追加について、ご要望いただいている4点につきましては、第4期糸島市教育振興基本計画に記載している施策や関連事業において推進しているとともに、現在の「施策の基本方針」の3点め及び4点めに含まれているため現行の表記のままいたします。</p> <p>なお、ご要望の中の一つである「民間との連携や学校外で学ぶ子の経済的支援」につきましては、現段階ではフリースクールに通うための学費への補助は考えておりません。教育委員会では、糸島市立小・中学校に通う児童生徒が無償で利用できる教育支援室「すばる」や子どもの居場所「みなも」を運営しております。また、不登校児童生徒への支援としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校対応指導員を任用しています。今後、最優先で取り組むべきは、不登校児童生徒への支援を行う各事業に対する更なる人的、物的な環境整備の拡充であると考えております。</p> <p>また、誰もが安心して教育を受けられる学校における環境の整備として、本市では令和7年度から「児童生徒の自発的・主体的な多様な学びの過程を支援し、進路実現及び社会的自立に向かうことができる、個々のニーズに応じた学習機会の確保・居場所づくり」を目的として、中学校5校に「校内サポートルーム」を設置しております。校内サポートルームの運営には、校内担当者に加え不登校対応指導員や小学校拠点型スクールソーシャルワーカーが携わっており、きめ細かで専門的知見に基づいた早期支援・継続的支援の実現を図っております。また、「不登校等から学校（学級）復帰に向かうステップとして利用する児童生徒」だけでなく、「進路実現のため継続的な学びの場や居場所として利用する不登校等児童生徒」や「自分の学級に入りづらさを感じるときに、心を落ち着けたり自分のペースで学習を進めたりするため、一時的な居場所として利用する児童生徒」まで支援対象を拡充しております。</p>	②現計画案に包含しています

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
22	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（2） 保育・学校教育の充実	施策③ 特別支援教育の充実と楽しい学校生活の創出(P23)	<p>令和6年度 第3回糸島市子ども施策推進協議会 一議事録一において、次のような記述がありました。</p> <p>○本市の不登校支援の取組について、若干の補足をさせていただきたい。</p> <p>本市の不登校支援は、学校復帰を基本としながら、一方では「学校に登校する」という結果のみを目標としない支援も行っており、異なる方向性を同時進行させているよう受け取られることがある。</p> <p>なぜ、このような進め方をしているのかというと、義務教育は、法的にはまず憲法で国民は誰でも教育を受ける権利が保障されており、そして保護者に、子どもに普通教育を受けさせる義務が課されている。これを受けて、教育基本法などに詳細が規定されている。学校復帰を原則としている理由は、法律に基づく義務教育の規定によるものである。</p> <p>ただ、社会情勢の変化とともに子どもを取り巻く環境も多様化・複雑化し、学校復帰のみを目標にしては、子どもの学びの保障や社会的自立への支障が懸念されるようになってきた。その観点から、「学校に登校する」という結果のみを目標としない、子どもへの支援も併せて行っている。その点、ご承知いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通教育＝学校教育とは定められてはいないのではないのでしょうか？ ・義務が課されているのは保護者であり子ども自身ではありません ・子どもに行かないという意味や事情(正当な理由と認められる)があれば、保護者の就学義務不履行とはなりません ・教育基本法第4条では、すべての国民は、能力に応じて教育を受ける権利があり、差別されることなく教育を受ける権利が保障されています ・教育の機会確保法において、学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子ども達に対する支援等が規定されている ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOROプランでは、行政だけでなく、学校、地域社会、各ご家庭、NPO、フリースクール関係者などが、相互に理解や連携をしながら、子ども達のためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが必要です、とあります <p>などなど、法律に基づく学校復帰が原則になる、という捉え方自体に大いに疑問を感じます。これに基づいて、「糸島市子ども計画」がつくられ、不登校対策の指標が学校復帰率の上昇となっており、フリースクールや居場所等との連携などには触れられておりません。</p> <p>そして「糸島市長期総合計画後期基本計画」でも同様に不登校児童及び保護者への働きかけによる未然防止や学校復帰への支援のみがとり上げられ、やはり指標は学校復帰率の上昇となっています。</p> <p>施策③～楽しい学校生活の創出、のためには、不登校対応指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが相互の連携し、不登校（兆候）児童生徒及びその保護者の声を聴き、なぜ学校に足が向かないのかを大人側、学校サイドが知り、楽しい学校生活を創出できる環境を模索する必要があるため、その学校に足が向かない児童生徒や保護者自身に変容を求めるような方向性は本人及び保護者、又それを課せられる教員に負担を課し、追いつめるばかりではないかと思えます。糸島市子ども計画のニーズ調査でも「生きているのが嫌になる」と答えた子どもが約4割だったことを考えると事態は深刻です。</p> <p>糸島市子どもの権利条例で、子どもの声が聴かれ、考えが尊重されること、安心して休み、また自由に過ごすことができる時間と環境を持つことが保障されました。</p> <p>子ども基本法ができ、教育の機会確保法、COCOROプラン、などでも、「学校の風土の『見える化』を通して、学校を『みんなが安心して学べる』場所にする」「多様な学びの場、居場所の確保」が打ち出されています。</p> <p>そのような国の方向性を鑑み、本当に「子どもまんなか」になるように、「未来社会で輝く」（基本目標1）よりも「今を輝く」（今困っている、苦しんでいる子どもが輝ける）子どもを育むまちづくりに向けて、子どもの声を聴き、尊重して、学校と地域、民間が連携してその環境づくりに取り組む施策と指標を入れていただきたいです。</p>	<p>本市では、令和5年に国が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（いわゆるCOCOLOプラン）の趣旨を受け、児童生徒の自発的・主体的な多様な学びの過程を支援するために、学びたいと思ったときに多様な教育機会につながり、社会的自立に向かうことができる、個々のニーズに応じた教育機会の確保・居場所づくりを推進しております。そのため、学校及び教員は、復帰率を高めるために過度に学校復帰を求めたり、そのための支援に傾倒したりするのではなく、児童生徒一人一人やその保護者のニーズを受け止めながら、必要で適切な支援が提供できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や関係機関などと連携しながら、日々対応しております。特に本市では、独自の支援シートを各学校が活用し、家庭やフリースクールとの情報共有や連携強化を図ることでフリースクールに通っている児童生徒への支援充実に努めております。</p> <p>ご要望いただいている点につきましては、第4期糸島市教育振興基本計画に基づく施策や関連事業において推進しているとともに、現在の「施策の基本方針」の3点め及び4点めに含まれていると考えております。また、不登校対策では「不登校を生まない魅力ある学校づくり」の推進が重要であることから、長期総合計画では「不登校対応指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒の割合」と「Q U調査（学校生活満足度調査）による学校生活への満足度」という2つの指標を設定していることから現行の表記のままいたします。</p>	②現計画案に包含しています

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
23	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（3） 切れ目のない学習機 会の充実	施策① 生涯学習の推進とス ポーツの振興(P24)	真夏が暑すぎて外で遊べないので、子どもにとっては、室内でゲームになりがち。雨の日でも、暑い日でも元気に遊べる遊技場や市民プールがあると子どもたちのびのびと過ごせる。心身共に健全な子の育成につながる。	空調施設を備えた屋内運動施設として糸島市運動公園多目的体育館がございますので、多くの市民の方にご利用いただきたいと考えております。市民プールにつきましては、市内に2つの民間屋内プールがございますので、現在のところ市で整備の予定はございません。したがって、総合計画への追加は行わないことといたします。	②現計画案 に包含して います
24	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（3） 切れ目のない学習機 会の充実	施策③ 文化芸術の振興(P26)	「糸島ブランド」の中に歴史をもっと大きく内外へPRしてほしい。市民がもっと歴史に誇りを持ってほしい。	糸島市は歴史遺産の宝庫であり、「歴史・文化」は「ブランド糸島」の重要な柱のひとつです。1-(3)-③-主な取組「民間活力を生かした史跡等の保存・管理と観光と連携した史跡の有効活用」に基づき、糸島の歴史が持つ魅力を市内外へより広く、積極的に発信してまいります。また、市民が郷土の歴史に誇りを持てるような取組を進めてまいります。	③事業実施 時等に取組 の参考とし ます
25	基本目標1 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり	政策（3） 切れ目のない学習機 会の充実	施策③ 文化芸術の振興(P26)	本計画（案）では、文化芸術に関する理念や具体施策が極めて限定的にしか示されていません。 市は令和7年度内に「文化芸術推進基本計画」を策定予定としていますが、本計画の基本方針にはその連動に関する具体的な記載がほとんどありません。文化芸術は市民満足度が低い分野（市民意識調査で32.5%）でもあり、計画段階での位置付け強化による明示が必要です。 要望： ・本文中に「文化芸術分野は文化芸術推進基本計画により具体化し、策定後に本計画に反映する」旨を明記してください。 ・教育振興基本計画との連携や、重点的に取り組む施策として現時点で新たな核となるものの方向性を追記してください。	長期総合計画（後期基本計画）は、各分野における基本的な方向性となる施策を示したものです。具体的な施策は、長期総合計画に即して各分野の個別計画を策定し、事務事業を実施していくこととなります。そのため、両計画は整合・連動するものであり、長期総合計画の各施策の中に「個別計画によって具体化する」旨を含むと考えておりますので、総合計画に特記することはいたしません。教育振興基本計画との連携についても同様です。 重点的に取り組む施策についても、個別計画である「糸島市文化芸術推進基本計画」に示すものです。そのため、長期総合計画の施策の中では「主な取組」において「糸島市文化芸術推進基本計画に基づく文化芸術に触れ合う機会と市民等の発表の場の拡大」と、ある程度広く対応できる現行の表現がふさわしいと考えます。	②現計画案 に包含して います
26	基本目標2 人と人がつながり助け合うまちづくり	政策（3） 男女共同参画・人 権・多文化共生の推 進	施策① 男女共同参画社会の 推進(P32)	DV等の未然防止及び根絶に向けた啓発とは具体的にどのような取り組みかお聞きしたい。指標にあるようなDV防止講演会にDV加害者が来ることは期待できない。DVの起こるからくりとその被害や長く及ぶトラウマなどについて、児童生徒若者へのジェンダー平等男女共同参画に関する啓発の中に含めて、知り学ぶ事が未然防止につながるのではないかとと思われる。	市内の小中学校および高校で実施するキャリア教育出前講座において、若年層にDVの加害者も被害者も生み出さないための啓発を行っております。内容は、若い世代のカップル間で発生する「デートDV」をテーマに、男女がお互いの人格を尊重し対等な関係を築く大切さについて学ぶものです。施策の主な取組としても「市内小中学校、高校等における出前講座等の実施による男女共同参画に関する啓発」を掲げておりますので、総合計画は現行の表記のままいたします。	②現計画案 に包含して います
27	基本目標2 人と人がつながり助け合うまちづくり	政策（3） 男女共同参画・人 権・多文化共生の推 進	施策① 男女共同参画社会の 推進(P32)	男女共同参画社会の推進においては人口比率と同じく自治会3役、審議会など委員の登用率は50パーセントを指標とするべきだと思う。	自治会三役や審議会等委員の女性登用率は将来的に50%を目指すべきですが、意識改革や人材育成等解決すべき課題があることから、現状を踏まえた上で令和12年度の目標値を設定しておりますので、総合計画は現行の表記のままいたします。	②現計画案 に包含して います
28	基本目標3 みんなの命と暮らしを守るまちづくり	政策（3） 防犯・交通安全の推 進	施策① 地域の防犯力の向上 (P41)	「・・・地域や関係機関が…」となっているが、民間のボランティア団体もあるため、「・・・地域や関係機関等が…」に変更してほしい。	ご指摘のとおり、地域での防犯活動には関係機関に加え、民間のボランティア団体等の役割も大変重要です。そのため、計画本文中の表現を「地域や関係機関が…」から「地域や関係機関等が…」に修正いたします。	①現計画案 を修正しま す

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
29	基本目標3 みんなの命と暮らしを守るまちづくり	政策（3） 防犯・交通安全の推進	施策① 地域の防犯力の向上(P41)	犯罪の予防や抑制は、最も重要な方針であると思うが、現状として犯罪はなくなっていない。初犯となってしまう後は再犯を防がなければならないし、矯正施設からの仮出所・仮退院などから社会復帰を促す更生保護までが一連の流れになると思う。そのため、3～4行目を削除し、「地域や関係機関・団体と連携して犯罪予防、再犯防止、更生保護に努めます。」に差し替えてほしい。	犯罪の予防から再犯防止、更生保護まで一連の取組が重要であるとのこと指摘は、総合計画の基本的な考え方と一致するものです。ただし、防犯は「犯罪を未然に防ぐ取組」、再犯防止は「罪を犯した人の社会復帰を支える取組」と目的が異なります。 いずれも市民の安全・安心に欠かせない取組ですが、総合計画の「施策の基本方針」については方向性を簡潔に示す観点から「現状と課題」との整合性を図り、「犯罪の発生状況等を踏まえながら、地域や関係機関等と連携して犯罪の抑制を図ります。」といたします。	①現計画案を修正します
30	基本目標3 みんなの命と暮らしを守るまちづくり	政策（3） 防犯・交通安全の推進	施策① 地域の防犯力の向上(P41)	(No29関連) 施策の基本方針3～4行目を変更するとした場合、「現状と課題」「施策の基本方針」「主な取組」の整合性を見たとき、再犯防止と更生保護という視点に欠けている。 そのため、「市再犯防止推進計画の着実な推進」を追加記入してほしい。 【参考】 現在の糸島市再犯防止推進計画は、令和4年度から12年度までの9年間の計画である。この間、国県は1次計画を見直し、2次計画を策定。また、市の総合計画後期基本計画も見直し中である。そのため、現計画はこれらの計画を踏まえて見直す必要があると考える。 また、基本となるデータも更新しないと増減や傾向が見えてこないし、関係する法律の改正などで変更すべき用語等もある。内容的にも、市が何をするのかを明確にする必要があると思う。	再犯防止や更生保護の視点が重要であるとのこと指摘は、本市の安全・安心の取組においても欠かせない観点であると認識しておりますが、当該施策の基本方針はNo29の意見等に対する考え方のおりとしており、再犯防止に関する文言の追加は行わないことといたします。 再犯防止推進計画の施策については、4-(1)-①「地域福祉活動の充実」に該当することから、当該施策に関する個別計画に「糸島市再犯防止推進計画」を加え、施策関係課に人権・男女共同参画推進課を加えることといたします。	①現計画案を修正します
31	基本目標3 みんなの命と暮らしを守るまちづくり	政策（3） 防犯・交通安全の推進	施策① 地域の防犯力の向上(P41)	(NO30関連) 「施策の基本方針」「主な取組」の修正をいただけるなら、【関係課】に「人権・男女共同参画推進課」を追加する必要があると思う。 【参考】 犯罪予防、再犯防止、更生保護の視点からすると、市の所管課は人権・男女共同参画推進課よりも統括課の危機管理課が最も関連性があり適当ではないかと考える。	本政策における基本的な考え方は上記のとおりであり、3-(3)-①「地域の防犯力の向上」に関係課の追加は行わないことといたします。	②現計画案に包含しています
32	基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり	政策（2） 健康・医療の充実	施策② 地域と連携した健康づくりの推進(P48)	『健康で安心して暮らせる』とありますが、産婦人科、婦人科医、レディースクリニックや心療内科など、女性のメンタルクリニックの充実したまちになることも希望したいです。	ご意見のとおり、産婦人科やレディースクリニック等の医療機関は糸島市内で限られております。医療機関の整備については、市町村単位での課題解決が困難であることから、福岡県が「福岡地域医療構想」を策定し、地域ごとに異なる医療需要の変化に対して、限られた医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し、安定的な医療サービスの提供に取り組んでおります。 以上の理由から、総合計画は現行の表記のままいたします。	②現計画案に包含しています

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
33	基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり	政策（3） 支援を必要とする人 たちへの福祉の充実	施策① 高齢者の社会参加支 援(P50)	<p>高齢者の社会参加支援 現状と課題 「地域ささえあいサポーターの登録者数は増加・・・」 ごみ出しや買い物、日常的なことなので大変ではないように思いますが、週に1度を継続的にするのは、様々な苦勞があります。利用者さんは、高齢でやっと自立して生活しているような方が多い。ボランティアの育成と活躍の場と言いますが、仕事と両立して日常生活を支援するボランティア活動は難しいケースが多いと思う。ボランティアの重要性は認めつつも、日常支援を担う活動が“仕事”として認められるような制度やポストが必要だと思えます。</p> <p>施策の基本方針 「シニアクラブの組織化と活動の活性化への支援を継続・・・」には交流の場の継続や企画のサポートが謳われています。</p> <p>しかし、質の高い文化行事や楽しい活動を実現するには予算が足りず、運営には苦勞しています。</p> <p>特に人気のあるバスハイクは、社協によるバス提供の廃止により企画が困難になりました。会員の好評を得ている日帰り小旅行などを継続するため、安定した予算支援が強く求めます。</p>	<p>地域で支え合う仕組みを継続するために、利用者からサポーターの皆さまに対して、活動に応じて謝礼をお渡しする有償ボランティア制度を設けております。内容は、「あんしん生活サポート事業」ごみ出し100円/回、買い物200円/回、コミュニケーション・草取り200円/回（30分以内）などです。引き続き、ボランティアの皆さまが安心して無理なく日常支援の活動が続けられるような環境づくりに努めてまいります。</p> <p>また、ボランティアでは対応が難しい生活支援については、介護保険制度においてサービス提供を行う体制を維持いたします。限られた予算の中でも、質の高い文化行事や楽しい活動を実現していくために、今後もシニアクラブの皆さまと知恵を出し合い地域の資源を活かした新たな交流の形を検討してまいります。</p> <p>今後もシニアクラブの皆さまが生きがいをもち、楽しく活動を続けていけるよう、引き続き支援してまいります。なお、シニアクラブへは活動補助金（サークル活動含む。）として約775万円の補助金（令和6年度決算額）を交付しております。</p> <p>以上の理由から、総合計画は現行の表記のままといたします。</p>	②現計画案 に包含して います
34	基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり	政策（3） 支援を必要とする人 たちへの福祉の充実	施策③ 障がい者福祉の充実 (P52)	<p>障がい特性や障がいがある人に関する理解を深めるための啓発活動、とは具体的にどのような活動を指すのでしょうか？</p> <p>座学で知り学ぶというような講座のみならず、ともに過ごし活動し、肌で理解し、それぞれお互いに個性を尊重しあえる、本当の共生社会に向けた取り組みが増えることを願います。</p>	<p>ご意見のとおり、座学だけでなく実際に同じ時間を過ごすことによる共感や理解は、地域共生社会の実現に大変重要なことであると認識しております。</p> <p>啓発活動には、広報や市ホームページによる情報発信や研修会などがありますが、年数回実施している障がい者施設で作られた物品の販売・展示会では、施設の利用者や職員が最前線に立ち市民の皆さまとの交流を楽しんでおられます。また、手話奉仕員養成講座では聴覚障がい者自ら講師を務め、生きたコミュニケーションを教示していただいております。このような機会も大切な啓発活動と捉え、今後もさらに活動を推進してまいります。</p> <p>以上の理由から、総合計画は現行の表記のままといたします。</p>	②現計画案 に包含して います
35	基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり	政策（3） 支援を必要とする人 たちへの福祉の充実	施策③ 障がい者福祉の充実 (P52)	<p>児童発達支援センターを核とした障害のある児童などへの支援の充実、という個々の支援も大切ですが、障害のある児童生徒を分離せず、ともに過ごし学び活動する中で、当事者のみならず、全ての児童が多様性を自然と学びながら共生社会を実現していくことができると考える。そのような視点も追記して欲しい。</p>	<p>児童発達支援センターの大切な機能の一つに「地域のインクルージョン(*)推進の中核機能」があります。これは、特別な支援が必要な子どもたちが、地域の中で自然に受け入れられ、みんなと一緒に育っていけるようにするための“橋渡し役”となることです。具体的には、保護者や保育園・学校だけでなく、地域の方々への研修などを積み重ね、発達特性や関わり方などの理解を深めることで、療育に適した環境を整えてまいります。</p> <p>ご意見にある視点は大変重要であり、4-(3)-③-主な取組「児童発達支援センターを核とした障がいのある児童等への支援の充実」に基づき、児童発達支援センターをはじめとする支援機関や関係者はこのことを常に意識し、実践していくものと認識しておりますので、現行の表記のままといたします。</p> <p>(*)「インクルージョン」とは、集団内にて障がいの有無に関わらず、個性やその能力を発揮できる状態を指す。</p>	②現計画案 に包含して います

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
36	基本目標5 ブランド糸島で活気あふれるまちづくり (P55~66,126)	-	-	<p>基本目標5では「ブランド糸島」を掲げ、農林水産、観光、企業誘致など複数分野に横断的に適用しています。しかし、P.126に記載のブランド総合研究所「地域ブランド調査2024」によれば、糸島市の魅力度順位は全国298位であり、現時点では“ブランド戦略の成功”と胸を張れる状況とは言い難いと考えます。目標値（200位）の設定根拠も明確に示されていません。「ブランド」の名のもとに多様な政策を束ねる手法は、政策の焦点が曖昧になり、市民生活や文化の固有化が後回しにされる危険があります。</p> <p>要望：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ブランド」を冠する施策について、ブランド価値向上が市民生活向上につながる因果関係を示すKPIを設定してください。 ・ブランド戦略の成果については定期的な客観的評価を行い、改善が見られない場合は政策の見直しも視野に入れる旨を計画に盛り込んでください。 	<p>地域ブランド調査における魅力度ランキングにおいて、糸島市は福岡県内30自治体中5位、全国1,000自治体中298位となっております。この結果が“ブランド戦略の成功”と言えるのか否かについてはそれぞれの捉え方があると考えますので、ご意見として承ります。</p> <p>現在設定している指標の目標値の設定根拠は、政令市や中核市、また、県内有数の観光地がある自治体が上位に位置する中、県内4位を目指すといったことによるものです。なお、県内4位の水準が、全国でおおよそ200位前後に相当します。</p> <p>政策の焦点が曖昧になるとのご意見ですが、市といたしましては曖昧になるとは捉えておりません。基本目標5を例にいたしますと、基本目標5では4つの政策を設定しており、ブランド価値の向上が各政策に対して好影響を与え、それぞれの政策で設定する目指す姿の実現につながっていくものと考えます。ブランド価値の向上が各政策に対して好影響を与えるといったこの考え方は、他の基本目標にも通じるものであるため、市民生活や文化の固有化などを後回しにするものでもないと考えます。</p> <p>ブランド価値の向上は、各政策や施策の推進を後押しするとともに、それぞれの施策で定めた指標の達成にも寄与すると考えます。また、こうした成果が統合されることで、市民生活の質の向上などにつながり、最終的には基本構想で掲げる将来像の実現へと結びつくものと考えます。したがって、個別施策において、ブランド価値向上が市民生活向上につながる因果関係を示すKPIについては設定しません。なお、基本目標5の政策(1)施策②「農林水産物のブランド強化」の指標である「地域ブランド調査における魅力度の全国順位」については、ご意見を踏まえ、施策の進捗を測定する指標として適切でない判断したため、変更いたします。</p> <p>新たな指標については、「農林水産物や食を主な目的とした観光入込客数」とし、他市町村との差別化を図るプロモーションなど、農林水産物のさらなるブランド強化に向けた取組の進捗状況を測定するためのものとしたします。</p> <p>ブランド戦略に限らず、長期総合計画に掲載する各施策や施策に紐づく事業の進捗確認や成果等については、毎年度、市内部での評価を行うとともに、外部からの客観的な評価を受け、改善をし、時には見直しも行いながらPDCAサイクルを適切に行うこととして、102ページに記載しております。</p>	①現計画案を修正します
37	基本目標5 ブランド糸島で活気あふれるまちづくり	政策（2） 地域経済の活性化	施策① 未来を担う企業の創出と育成(P59)	<p>創業支援、多様な働き方、観光、企業誘致、大変結構だと思います。共に糸島を盛り上げる人材の増加は望むところです。</p> <p>ですが、現状においても糸島には、切磋琢磨し、厳しい経済情勢・経営環境の中で自社のみならず糸島のためにと活動を行う事業者は多く存在します。外から人を呼び込むだけでなく、足元を支えてきた存在にも目を向けていただきたいです。</p> <p>業務効率化やDX等による経営改善、付加価値をつける形での競争力向上、事業継承や売却・譲渡による基盤維持など、糸島で頑張る、頑張ってきた事業者への取り組みについても強化検討していただきたいです。</p>	<p>施策②「地域経済循環率の向上」において、市内事業者の受発注拡大や市内製品の販売・購入の活性化に繋がる支援を進めることに加え、ご意見を頂いた当施策の主な取組においても、既存事業者も含めた企業の育成や支援を明記しております。</p> <p>現在、既存事業者に対しては、糸島市商工会と連携しながら幅広く支援しております。具体的には、既存事業者の経営革新に必要な費用への補助や、国や県の大型補助金に申請する際に専門家へ依頼する費用の一部補助、さらには商工業者がグループを組んで売上向上をめざすイベントの実施に対する補助など、市独自の補助制度を設けて取り組んでおります。</p> <p>また、経営改善の面では、市商工会の経営指導員が日頃から経営や金融に関する相談に対応しているほか、各種セミナーも会員・非会員を問わず幅広く開催しております。</p> <p>以上の理由により、総合計画は現行の表記のままとしたしますが、既存事業者の皆さまは市内経済を支える大切な存在であるため、ご指摘いただいた「糸島を盛り上げる人材の増加」とあわせて、引き続きしっかりと支援してまいります。</p>	③事業実施時等に取組の参考とします

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
38	基本目標5 ブランド糸島で活気あふれるまちづくり	政策（2） 地域経済の活性化	施策② 地域経済循環率の向上(P60)	<p>主な取組の事業者間の市内受発注、糸島産品への愛着や購入の活性化はいいのですが、物販に限らない商品サービスについても、市外の大手事業者を経由して市内事業者が下請けとして参入することで仲介料を引かれつつ支払額に対するサービスの低下を招いている、新たな取組みの際などに市内に技術サービスの提供者がいるものについても副業人材活用事業等で都市部の事業者の仕事が流れている、などという現状があるようです。</p> <p>市民が市外事業者の仲介なしに市内事業者を使う流れを作る取組みや、新たな取組みを模索する際に市内事業者をその組上に載せられる取組みについても検討していただきたいです。</p>	<p>副業人材活用事業は、市内事業者が抱える課題のうち、「市内に技術やサービスを提供できる人材が不足している分野」に対して、専門的な知識や経験を持つ人材を活用できるようにする取組です。なお、市内にお住まいの方もプロ人材として応募できる仕組みになっていますが、これまでに市内からの応募はありませんでした。</p> <p>市内事業者への発注を後押しする取組として、商工会が実施する創業補助金では、市内事業者へ発注する場合に補助率を上乗せするなど、優遇措置を設けております。さらに、「市民や事業者が直接市内事業者に発注する」場面については、糸島市商工会が運営する会員紹介サイトなどを通じて、市内事業者の活用を広く促しております。</p> <p>市内での経済循環を高める取組を推進すべきとのご意見をいただきましたが、すでに施策の中に反映されているため、総合計画は現行の表記のままいたします。</p>	②現計画案に包含しています
39	基本目標6 快適で住みよいまちづくり	政策（1） 都市機能の充実	施策② 快適な公園の整備(P69)	<p>市民一人当たりの公園面積が福岡県28市中23位で糸島市はかなり公園面積が少ない。</p> <p>ボール遊びのできる公園の定義は？</p> <p>ボール遊びのできる公園、現状0公園と記載されているが、伊都の杜第一公園や前原北公園などボール遊びの出来そうな広い公園もある。そこをボール遊びができる公園と定義していないようなので、ボール遊びが出来る公園という定義が厳し過ぎるのではないかと少し定義を緩めて、今ある公園の柵を高くしたり、軽いボール遊びなら出来るような工夫が必要。糸島市は広いので、ボール遊びのできる公園2公園では、利便性に欠ける。</p> <p>糸島市でボール遊びができる公園が2公園とした場合、主にスポーツチームや学校単位での利用となってしまうことが予測され、(現に糸島市運動公園がその状況)市民にとっては利便性に欠ける。</p>	<p>本市公園における球技に関するルールは、基本として、公園利用者及び近隣住民に被害を及ぼす恐れがない幼児等のボール遊びを除き、野球・ゴルフなど他の人に危険を及ぼす球技を禁止しております。</p> <p>主な取組である「地域の実情に応じたボール遊びができる公園の整備推進」は、公園の新設のほか既存公園の活用も想定しており、地域と協議・連携しながら、上記の基本ルールを緩和し、ドリブルやキャッチボールができる環境の整備を進めることとしているため、総合計画は現行の表記のままいたします。</p> <p>なお、現在、ボール遊びができる公園として整備を進めている池田南公園においては、地域の方々と意見交換を行い、みんなで譲り合って楽しく遊べるよう、スポーツチームの練習や試合による利用は禁止とする予定です。</p>	②現計画案に包含しています
40	基本目標6 快適で住みよいまちづくり	政策（1） 都市機能の充実	施策② 快適な公園の整備(P69)	<p>名ばかりの小さな、狭い、草がはびこる公園が多い上、折角自然が多い地域なのに、それが活かされていないのが、工夫されてなく感じる。居住しているマンションの住民は、子どもは西区の今津公園や小戸公園まで連れていっていると聞いています。</p>	<p>公園の管理運営については、主な取組として「公園施設の耐用年数や点検結果に基づく計画的な修繕・更新と時期を捉えた樹木の伐採・剪定」により公園機能の安全性を確保すること、また、「公園の集約や再配置等の検討」により利用が減少した公園のあり方を検討することとしておりますので、総合計画は現行の表記のままいたします。</p>	②現計画案に包含しています
41	基本目標6 快適で住みよいまちづくり	政策（1） 都市機能の充実	施策② 快適な公園の整備(P69)	<p>夏の直射日光を遮る木陰づくりやCO2削減、憩いの場としての樹木のある公園の管理は非常に大切で、市と地域（行政区）などが連携して公園施設の樹木の伐採・剪定を行って欲しい。樹が太い幹から伐採されて、木陰が一切なくなり、温暖化により夏の炎天下、一切利用できなくなった公園があり残念だった。</p>	<p>公園の管理運営については、主な取組として「公園施設の耐用年数や点検結果に基づく計画的な修繕・更新と時期を捉えた樹木の伐採・剪定」により、公園の機能や安全性を確保することとしておりますので、総合計画は現行の表記のままいたします。</p> <p>なお、1,000㎡未満の公園については、現在、地域（行政区等）と協議・連携し、草刈りや軽微な樹木の剪定等を実施しております。</p>	②現計画案に包含しています
42	基本目標6 快適で住みよいまちづくり	政策（1） 都市機能の充実	施策② 快適な公園の整備(P69)	<p>子育て世帯のニーズを捉えた、だけでなく、子ども達自身からの声を捉えた公園の整備事業が望まれます。糸島市子どもの権利条例に、子どもは子どもにかかわりのあるすべての場に参加することができ、すべてのことについて、自分なりの方法で考えを表すことができるとあります。現代は車社会となり、大人たちにとって便利なまちづくりになった結果、子ども達が子ども時代をこどもらしくのびのびと過ごす場が日常的に不足しています。こどもにやさしいまちづくりに向けての公園整備は急務で、ボール遊びができる公園などは子ども達の徒歩圏内にそれぞれ必要と思われます。</p>	<p>ボール遊びができる公園などの整備は、主な取組として「子育て世代のニーズを捉えた遊具設置と地域の実情に応じたボール遊びができる公園の整備推進」により、子ども達の声を含む子育て世帯のニーズを踏まえて進めてまいりますので、総合計画は現行の表記のままいたします。</p> <p>また、徒歩圏内への公園整備については、まず徒歩圏内に位置する公園など、利用が減少した既存公園のあり方を検討し、公園の集約や再整備等の検討を優先課題と捉えていますので、総合計画は現行の表記のままいたします。</p>	②現計画案に包含しています

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
43	基本目標6 快適で住みよいまちづくり	政策（1） 都市機能の充実	施策② 快適な公園の整備 (P69)	公園が草がっぱいで遊べない！自治体にお金だけ渡すだけでなく、遊べる状態になるかまで確認し、遊べない状態なら対策をとってほしい。	公園管理については、主な取組として「公園施設の耐用年数や点検結果に基づく計画的な修繕・更新と時期を捉えた樹木の伐採・剪定」により公園の機能や安全性を確保することとしておりますので、総合計画は現行の表記のままいたします。	②現計画案に包含しています
44	基本目標6 快適で住みよいまちづくり	政策（1） 都市機能の充実	施策② 快適な公園の整備 (P69)	『快適な公園の整備』親子で楽しめるために、駐車場もあわせて整備してもらいたいです。	総合計画は「快適な公園の整備」に関する施策を推進するにあたり、基本的な方針や取組を示すものです。 公園の整備にあたっては、地域（行政区等）のご意見を踏まえながら、地域の実情に応じて駐車場などの機能及び施設の配置を計画してまいりますので、総合計画は現行の表記のままいたします。	③事業実施時等に取組の参考とします
45	基本目標6 快適で住みよいまちづくり	政策（2） 交通環境の充実	施策① 公共交通網の充実 (P70)	公共交通網の充実 施策の基本方針 「公共交通の利用を促進しながら、拠点間を連絡する路線バスを維持する」とありますが、それでは現在の便数のまま維持されることになり、現状からの改善が期待できないように感じます。 私は車の免許を持っておらず、周囲にも高齢になって免許を返納された方が多くいらっしゃいます。交通手段が限られている中で、タクシーを利用すると片道1,000円以上かかり、年金で生活する者にとっては大きな負担です。 地域住民の移動手段の確保や高齢者の暮らしの質を保つためにも、路線バスの増便をぜひご検討いただきたいです。公共交通がもっと使いやすくなれば、地域全体の活性化にもつながると考えております。	糸島市内におけるバス路線は、市の補助金のほか、国県の補助金を活用しながら生活路線として維持しております。そのため、バスの本数やダイヤについては、市内全域の実情を踏まえ、市の予算とバス事業者の運転手や車両といった資源をいかに有効に配分するかという方針のもと、市とバス事業者で協議して編成しております。そのため、現状では「維持」が最も重要な目標であり基本方針としております。 今回、「維持」を基本とする総合計画の修正は行いませんが、今後の利用状況の変動等を観察しながら、既存路線の運行ルートやバスの本数、ダイヤの調整といった改編は検討してまいります。	③事業実施時等に取組の参考とします
46	基本目標6 快適で住みよいまちづくり	政策（3） 道路などの整備	施策② 道路などの安全対策とバリアフリー化 (P72)	バリアフリー未対応駅の整備計画の策定が目標値1駅となっているが、目標が低過ぎる。計画の策定ではなく、指標をバリアフリー未対応駅の整備とし、早急に進めてもらいたい。	駅のバリアフリー化については、事業主体である鉄道事業者と継続的に協議を進めておりますが、本市のバリアフリー化未対応の駅は国の基本方針に示されている基準を満たしていないことから、現段階で整備時期が不透明な状況です。 しかしながら、市としても市内鉄道駅のバリアフリー化の必要性は認識しており、まずは、鉄道事業者との継続的な協議に加えて、駅のバリアフリー化に関する整備計画を立てることを優先課題と捉えています。 したがって、令和12年度を終期とする後期基本計画に整備時期を明記する段階ではないため、総合計画は現行の表記のままいたします。	②現計画案に包含しています
47	基本目標6 快適で住みよいまちづくり	政策（3） 道路などの整備	施策② 道路などの安全対策とバリアフリー化 (P72)	自転車歩行者道は車いすの通行も含め、路面標示のみならず、確実なスペースの確保と段差の解消が必要。通学路だけでなく、危険個所などの見直しも追記して欲しい。（レンタサイクルなどの事業もある）	通学路の危険個所については、過去に全国で児童の通学中における死傷事故が相次いで発生したことを受け、国の指針のもと学校や警察、道路管理者で毎年点検を行っております。通学路でない箇所においては、合同点検のような場はございませんが、地域からの要望等により、警察と情報を共有しながら安全対策に取り組んでおります。現在、自転車通行空間の整備にあたっては、矢羽根等の路面標示による走行環境の明確化を中心に進めております。なお、現時点では新たに道路用地を取得してまでの大規模な空間整備は想定しておらず、既存の道路空間を有効に活用しながら、段階的かつ現実的な対応を図ってまいります。新たな道路新設事業の場合は、段差解消などの対応をしていますが、交通安全対策は、道路区間や交通安全の啓発が主な目的であるため、局所的なものを追記すると、指標の数値化にも影響を与えるため、総合計画は現行の表記のままいたします。	②現計画案に包含しています

番号	基本目標（戦術）	政策	施策	意見等	意見等に対する考え方	意見等への対応
48	基本目標6 快適で住みよいまちづくり	政策（4） 上下水道の整備	施策① 安全で安定的な水の供給(P74)	糸島に浄水場の建設。 安全な水の供給のため、糸島市のみと浄水場が出来てほしい。	浄水場は糸島市内に10箇所ございます。主な取組「水資源の広域化、水源施設や配水池の統廃合等の検討による水道事業の健全な運営」に基づき、配水池や浄水場などの水道施設については統廃合等の検討を行い、水道事業の健全な運営を図ってまいります。	②現計画案に包含しています
49	共創チャレンジ	子ども・若者が目標を持ち、自ら取り組むことができる環境づくり(P81)	-	共創チャレンジ1：市民が気軽に訪れ、他の人と意見交換や学び合いができる環境を作り上げるという取り組みは是非実現して欲しい。図書施設・一人でも数人ででも利用できるコワーキングスペース・文化的交流スペース・雨天でも利用できる運動スペースなどを兼ね備えた多世代が利用できる環境を創りだしてほしい。	共創チャレンジについては、令和8年度から多様なステークホルダーとともに議論を重ね、官民連携による取組を実施していく予定です。総合計画の表記は現行のままとなりますが、頂戴した意見につきましては、その議論の際の参考とさせていただきます。	③事業実施時等に取組の参考とします
50	行政経営戦略	政策（1） 政策推進マネジメント	施策① 行政改革の推進(P84)	行政改革の推進とあるが、市民の声を市政に反映させられたかも指標に加えて欲しい。市役所に目安箱を置いて欲しい。前回の糸島市長期総合計画策定の際のパブリックコメントと、市の回答を広報に掲載して欲しい。パブリックコメントのほとんどが計画策定に採用されていない。美咲が丘駅のエレベーターの設置が優先順位として低い理由が知りたい。市民の声を市政に反映させる為にパブリックコメントをどれだけ集められたかの指標を加えて欲しい。パブリックコメントが集まらない理由を検討してほしい。	①後期基本計画からは、年1回実施する市民満足度調査を指標とすることとしております。基本計画の24の政策ごとに満足度調査の設問を設定し、市民の声の反映状況を確認していくこととしております。 ②市民の皆さんからの市政に対する意見や提言、質問などについては、まずは担当部署にお問い合わせください。それ以外にも、市政に対する意見などをお聞きする「市長への手紙」があり、目安箱としての機能を有していることから、今後も市民への周知や活用の促進を図っていきます。 ③令和2年度に策定した第2次長期総合計画前期基本計画の際のパブリックコメントに対する対応は、計画策定後に市ホームページで公表しており、今回も同様に公表する予定です。 ④パブリックコメントへの対応としましては、頂戴した意見と計画の記載内容とを比較衡量し、必要に応じて計画への反映を行っております。パブリックコメントの数が多いことが、市民の声をより市政に反映させることにつながるとは一概に言えないため、それを指標に加えることは控えます。ただし、パブリックコメントは糸島市まちづくり基本条例で定める市民意思の把握の方法として重要と考えておりますので、今後も重要な計画の策定や条例の制定改廃の際には、パブリックコメントを実施していきます。 ⑤美咲が丘駅のバリアフリー化については、筑肥線単線区間の駅のバリアフリー化など、駅や駅周辺施設の整備を求める市民の声があったことから、6-(3)-②「道路などの安全対策とバリアフリー化」の取組において、「駅のバリアフリー化に向けた鉄道事業者との継続的な協議」を掲げております。 ⑥今回のパブリックコメントの件数は合計52件であり、市民の皆さまから貴重なご意見等をいただいたと考えております。	②現計画案に包含しています
51	行政経営戦略	政策（1） 政策推進マネジメント	施策① 行政改革の推進(P84)	・R12までとか遅い。 ・もう少し本気になって下さい。 ・あなた方にも、家族や子どもがいるでしょう。 ・わからないのですか。	後期基本計画の指標については、令和12年度を目標年次としておりますが、令和8年度からの各年度の目標値を設定し、年度ごとに施策の評価を行いながら、着実に取組を進めていくこととしております。今後も市民の声を聴き、ニーズに合った行政運営を心がけてまいります。	③事業実施時等に取組の参考とします
52	行政経営戦略	政策（1） 政策推進マネジメント	施策③ 民間事業者や大学と連携した課題解決(P86)	対話型による官民連携推進事業の推進による、前例にとらわれることのない新たな発想や仕組みの構築も期待される。どのような分野で想定しているか追記があれば聞きたい。	官民連携の推進では、企業との対話を通じて、多岐にわたる本市の課題を企業が持つ専門知識や技術、リソースを活用して解決することや、民間企業のCSR（企業の社会的責任）と連携した取組など通じて、官民互いにメリットの生まれる取組を進めていきます。 連携の分野については、特定の分野を設定していませんが、例えば、交通や環境など幅広い分野で、企業や大学との連携による課題解決を想定しております。今後、長期総合計画に掲げる施策や取組の進捗が低調な場合、社会情勢の急激な変化に伴う喫緊の課題などに対して、多角的な視点で変化や新しい情報に対して柔軟に対応していきたいと考えております。	③事業実施時等に取組の参考とします